

■熊本県立劇場で使用する電気における質問及び回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	契約書内容	・(1)本線 1,100キロワット、(2)予備線 1,100キロワットとありますが、落札後契約電力の変更の予定はございますか。	ありません。
2	契約書内容	・1キロワット時当たりの単価は〇〇〇〇円(〇〇.〇パーセント)とありますが、当社落札時「ただし、予備線料金を除く」と追記は可能でしょうか。	可能です。
3	契約書内容	・「～乙の発電費用等の変動により基本料金単価又は従量料金単価を改定する必要があるときは、甲、乙協議の上、これを改定することができる。」とありますが、「～乙の発電費用等の変動により基本料金単価又は従量料金単価を改定する必要があるときは、乙は甲に通知の上、これを改定することができる。」へ変更可能でしょうか。	不可です。
4	契約書内容	・「～その書類を受理した日から30日を経過する日までに、電気料金を乙に支払わなければならない。」とありますが、「～検針日の翌日から起算して30日目の日までに支払うものとする。」へ変更可能でしょうか。 ・また、変更できない場合は、「ただし、乙の供給条件に支払期日の定めがある場合は、供給条件により電気料金を支払うものとする。」を追記可能でしょうか。 (契約書の条項の変更及び追加が不可能な場合) ・受領した日から30日を経過するまでに、電気料金のお支払いがなかった場合、請求書の受領日及びお支払い月日を乙へ通知することは可能でしょうか。	変更、追記のいずれの場合も不可です。 ただし、受領した日から30日を経過するまでに、電気料金の支払いがなかった場合、請求書の受領日及び支払い月日を乙へ通知することは可能です。
5	契約書内容	・「～第8条第1項の財務大臣の決定する率」とありますが、「年10パーセント」へ変更可能でしょうか。 ・また、変更できない場合は、「ただし、乙の供給条件に遅延利息の定めがある場合は、供給条件の定めにより算出した額を甲に請求することができる。」を追記可能でしょうか。	いずれの場合も不可です。
6	契約書内容	・「乙が公表している標準供給条件に準ずるものとする。」とありますが、「乙が公表している標準供給条件並びに選択供給条件に準ずるものとする。」を追記可能でしょうか。	可能です。
7			
8			
9			
10			